

原案可決
賛成多數

第16号発議案

TPP交渉に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者 総務文教委員長 小島 隆

新潟県議会議長 尾身孝昭様

ＴＰＰ交渉に関する意見書

環太平洋経済連携協定いわゆるＴＰＰ交渉の妥結に不可欠とされる米大統領貿易促進権限（ＴＰＡ）法が成立したことにより、日米など12か国によるＴＰＰ交渉は大詰めを迎えている。今後、各国は、閣僚会合を開催するための調整に入り、7月末にも大筋で合意する見通しといわれている。

我が国もアメリカとの2国間協議において、主食用のコメの輸入量やアメリカが自動車部品にかける関税の撤廃時期など、対立が続いている分野の交渉を行うとの情報もある中、今後の詰めの交渉に当たっては、国益を守るために衆参両院農林水産委員会におけるコメなど重要5品目の除外等を求めた決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、国益にかなう最善の道を追求した交渉を行なわなければならない。特に、戦後以来の大改革といわれる農政改革の中で、非主食用米への転換により、コメの需給バランスの改善に取り組んでいる現状において、新たな輸入数量の拡大は日本農業の根幹を覆すおそれがある。

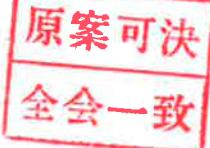
よって国会並びに政府におかれでは、主食であるコメは関税撤廃の対象から除外し、いかなる譲歩も行うことなく、国益を守るために交渉を行うとともに、コメ以外の影響が大きい品目については、例外化や的確な国内対策の実施も含め、持続的な発展のために十分な措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

新潟県議会議長 尾身孝昭

衆議院議長	島理	森様
参議院議長	崎正	昭様
内閣総理大臣	安倍晋	三雄様
外務大臣	岸田文	雄様
農林水産大臣	林芳	正様
経済産業大臣	宮沢	洋一様
内閣官房長官	菅利	偉明様
ＴＰＰ担当大臣	甘利	明様



第17号発議案

拉致事件の解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者 総務文教委員長 小島 隆

新潟県議会議長 尾身孝昭様

拉致事件の解決を求める意見書

北朝鮮が拉致などに関する特別調査委員会を設置してから本年7月で調査終了の目処とされる一年となるが、いまだに北朝鮮からの報告はなされていない。

一方、北朝鮮産マツタケ不正輸入に絡む朝鮮総連への一連の捜査により、北朝鮮は態度を硬化させているが、警察は法と証拠に基づき肅々と捜査を進めており、捜査機関が外交に左右されない姿勢を示したことは、金正恩政権に対する圧力になるものと期待しているところである。

安倍総理は拉致問題の全面解決に向けての決意を示しているが、北朝鮮に拉致された被害者家族が高齢化していることなどを踏まえ、拉致被害者全員の帰国に向け、早急な対応が求められる。

よって国会並びに政府におかれでは、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、北朝鮮との交渉にあたり、一日も早い拉致事件の解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

新潟県議会議長 尾身孝昭

衆議院議長	島理森様
参議院議長	大山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	岸田文雄様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	山谷えり子様

原案可決
全会一致

第18号発議案

個人情報流出問題に係る万全な対応を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者 厚生環境委員長 横尾 幸秀

新潟県議会議長 尾身孝昭様

原案可決

全会一致

第19号発議案

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る
財源の確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者 産業経済委員長 皆川 雄二

新潟県議会議長 尾身孝昭様

原案可決
全会一致

第20号発議案

農業農村整備事業予算の確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者 産業経済委員長 皆川雄二

新潟県議会議長 尾身孝昭様

原案可決

贊成多數

第21号発議案

憲法の基本原則を遵守した平和安全法制に係る 誠実で真摯な議論を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者 桜井甚一大 西富一 川樺洋一 吉成矢佐野藤純

司宗二 隆景三 生修子 猛
義正雄 隆正峯 峰
原柳川島藤沢野井沢野
笠青皆小斎柄小石安片
道男秀雄修秀郎夫夫郎雄
良悦幸辰 吉二惇伊太久
原崎尾井野川松辺野木藤
松宮横榆沢早村渡星青佐
司揮健之一彦洸治一男德
康直 卓林国 謙佳邦義
村橋塚藤林谷野莉富田島
中高石佐小金中帆三志小

新潟県議会議長 尾身孝昭様

憲法の基本原則を遵守した平和安全法制に係る 誠実で真摯な議論を求める意見書

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則に、戦後における我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならないものと認識している。

しかしながら、今日、中国をはじめ周辺諸国の台頭などにより、東アジア地域のパワーバランスに大きな変化が生じ、我が国を取り巻くアジア太平洋地域の安全保障環境は激変しているところである。また、犠牲者に日本人も含まれる国際テロ事件も発生しており、我が国は様々な脅威にさらされている。このような状況の中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確かなものとするため、切れ目のない体制の整備を図ることを目指し、この度、平和安全に係る関連法案が閣議決定されたものと理解している。従来の憲法解釈と整合性を保ち、憲法上許される自国防衛のための武力行使の限界を示すとともに、国民の生命と平和を守り抜くために、平和安全に係る関連法の制定に取り組むことは、政治が担う最も重要な責務である。

然るに、現在の国会での平和安全法制に関する議論は、即、戦争に直結するかのようなイメージでの批判や、抽象的・情緒的な質疑、神学論争のような議論ばかりが交わされ、国家の存立や国民の生命にかかる危機を回避するための具体的な論争が行われているとは言い難い状況にある。我が国の安全保障を高めることは、国際社会全体の平和にもつながるものであり、国民に十分な理解が得られるよう、分かりやすく、具体的で丁寧な議論が求められている。

よって国会並びに政府におかれでは、二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないという不戦の誓いを将来にわたって維持するという決意の下、国民の生命と平和を守り抜くために切れ目のない体制の整備を図ることを目指し、憲法の基本原則を遵守した誠実で真摯な平和安全法制に係る議論を積み重ねるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

新潟県議会議長 尾身孝昭

衆議院議長	島理森様
参議院議長	正昭様
内閣総理大臣	晋三様
内外務大臣	雄文様
外務大臣	谷中元様
内閣官房長官	菅義偉様

原案可決

賛成多數

第23号発議案

憲法改正について国民的議論の喚起を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者	西川洋吉	吉成矢佐	野藤	学純	小林	大一
	富樫一良	一			井	甚
	岩村					

賛成者	道男秀雄	修秀郎	夫夫	徳	宗司二隆	景三	生修	太一郎	雄
	良悦幸辰	吉二惇	伊佐	義	原柳川島	藤沢野	井木	藤	
	中高石佐	司揮健之一彦	渡星	小	嶋尾井	松辺野	川松	星島	
	小金中帆	卓林國謙佳	一猛		宮横楡沢早	原野	原野		
	三片	谷野荔富野			村渡星	嶋	川		

新潟県議会議長 尾身孝昭様

憲法改正について国民的議論の喚起を求める意見書

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とする日本国憲法は、戦後に
おける我が国の発展に重要な役割を果たしてきたことは疑う余地のない事実である
が、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで、一度の改正も行われていない
という事実も有している。

我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることを鑑みれば、直面する
諸課題から国民の生命を守り、安全を確保することや、国民の福祉の向上に資する
プライバシー権の創設、地方自治の充実などについて、現憲法を拡充し、あるいは
新たに加えるべきとの主張がなされているにもかかわらず、憲法改正について国民
的議論が展開される状況には至っていないところである。また、平成19年の国民投票法
の成立に伴い、衆参両院に憲法審査会が設置され、憲法論議が行われる体制は
整っているものの、主権者である国民の関心を引き付けるほどの活発な論戦が行わ
れているとは言い難い状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、憲法は国家の基本規定であり、その内容に
ついては、国会はもちろんのこと、主権者である国民が、幅広く議論し、その結果
を反映され、享受すべきであるとの認識の下、国民への丁寧な説明や情報提供に努
めるなど憲法改正に向けて国民的議論が喚起されるよう、環境の整備を図ることを
強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

新潟県議会議長 尾身孝昭

衆議院議長	島理様
参議院議長	森昭様
内閣総理大臣	大山崎晋三様
総務大臣	安倍晋三様
法務大臣	高市早苗様
内閣官房長官	川上陽子様
	菅義偉様

原案可決

全会一致

第24号発議案

公共事業予算の確保と補正予算編成を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

提出者	宮崎 悅男	西川 洋吉	矢野 学
	小林 一大	富樫 一成	佐藤 純
	桜井 甚一	岩村 良一	

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 尾身孝昭様

公共事業予算の確保と補正予算編成を求める意見書

安倍総理は、過去の大災害を教訓に、人命を守り、被害の最小化を図るとともに、経済社会を迅速に回復させるため、国土強靱化基本法を制定し、強くて、しなやかな日本を目指している。国土強靱化に取り組むことで、地方創生に向けた地域資源や環境の保護などの新たな社会資本の整備が進むことが期待されている。

しかし、近年の公共事業の削減等により、社会資本ストック推計は減少傾向にある。高度経済成長期に集中的に建設された道路や橋、空港などのインフラ施設は更新期を迎えており、国民の安全・安心の確保のため、その維持管理・更新に係る十分な予算の確保や地方創生を実現するために必要な社会基盤の整備、特に地域の拠点性の向上に必要な道路整備予算の確保が喫緊の課題とされている。

また、公共事業は、国民の安全・安心の確保のみならず、地域の雇用・経済を支えるとともに、都市と地方の格差を是正していくための所得再配分機能を有しており、地方創生を実現するための重要な役割を担っている。我が国経済はアベノミクス政策によりデフレ脱却の兆しが見え始めてきているが、本県をはじめ地方においては、未だ効果が十分に發揮されている状況ではなく、特に若者をはじめとする雇用の場の確保や地場産業等への支援の拡充・強化が強く求められている。経済波及効果の大きい公共事業は、ローカル・アベノミクスの具体策として、中小企業の稼ぐ力の徹底強化、サービス産業の活性化・生産性の向上、農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化など地方創生を確実に実行するための重要な鍵となる。

このように国民の安全・安心や地域経済といった国民生活に密着した公共事業については、国が責任をもって予算確保を図ることが重要である。

よって国会並びに政府におかれでは、財政支出拡大を通じた景気回復の手法として、地域住民から要望の強い道路や河川等の改修・整備事業などの公共事業予算の確保を図るとともに、地方経済を早急に活性化させるために、公共事業に係る補正予算対応を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

新潟県議会議長 尾身孝昭

衆議院議長	島理森様
参議院議長	大崎昭三様
内閣総理大臣	安倍晋三郎様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	太田昭宏様
内閣官房長官	菅義偉様